



## 慶應義塾大学ビジネス・スクール

# 財務会計の基礎 [講義ノート]

矢作 恒雄

### はじめに

このノートは、学生時代は勿論、実務においても会計・経理には全くといってよいほど縁のない管理職の人達を念頭におき書かれている。著者が商社に入社した昭和40年頃は営業畠の人間は著者のような新入社員はもとより管理職といえども如何にして売り上げを上げるかを考えていれば、まず充分であった。高度成長期にあっては、営業や製造の人間が損益計算書や貸借対照表を見て議論する暇があったら、商品を一つでも余計に売ったり作ったほうが会社にとって明らかにプラスになったのである。

しかし、最近のように高度成長時代が終わり、競争のスケールがグローバル化しつつ勝負のスピードが早くなってくると、担当業務が財務・会計・経理と直接関係はなくとも、常に自社及び競争相手も含む関係他社についての収益構造や資産・資本構成といった全体像を把握しているか否かは意思決定の質に致命的な違いをもたらす場合が増えてくる。あることに関する知識がないということは、それがどんなに重要なことであってもその重要性にすら気付かない訳で、外からみると何とも恐ろしいことである。無謀運転をみて我々が心配し恐ろしく思うのはそうするとどうなるかの知識が蓄積されているからであり、一方未熟者は知識が無いためその恐ろしさを自覚していないからであると似ている。

さて損益計算書や貸借対照表に関する勉強といえば会計学ということになるが、「会計学」という言葉からおそらく多くの人達は簿記を思い浮べるであろう。実際会計学に関する解説書をみると殆ど例外なく簿記についての解説があるか、あるいは簿記の知識があることを前提にして話が進められている。大体会計の部外者が「部外者」意識を持つ直接のきっかけはこの簿記ではないかと著者は自分の体験から殆ど確信している。

確かに、複式簿記のメカニズムはうまく工夫され精緻に組み立てられている。それだけに、会計の専門家は「複式簿記が解らなければそのまとめである財務諸表が理解できる訳がない」と主張する人達が多いし、正しいと思う。しかし、複式簿記の勉強がとっつき難いのために、途中で挫折するような人達は損益計算書や貸借対照表といった財務諸表を読みたいと願う資格すらないのであろうか。本書は、そのような人達のために、敢えて多くの専門家の批判を覺悟の上で、帳簿をつけるなどという作業には一切手を触れず（そういう作業を軽蔑している訳では断じてない）、しかし複式簿記の基本的メカニズムについてはき

10

15

20

25

30

35

ちんとした理解が出来るよう説明したうえで、「部外者」である管理職の人達に最小限必要と思われる程度に損益計算書や貸借対照表の分析・評価をする際の手引となる入門書をめざして作り上げた。

説明がやさしいことと内容の高度さあるいは正確さは決して相反するものではないと著者は信じているが、本書もその証の一つにしたいと願いながら作り上げた。すなわち、本書をきっかけにより深く会計学を勉強したいと思う人が、後で振り返ってみても本書の内容が「表現はやさしかったが内容は正確無比でかなり高度なことに言及していたのだ」と思える、そんな内容の入門書を目指している。

尚、このノートの最終原稿を本塾大学院経営管理研究科柴田典男教授が、委員長という超多忙の公務のさ中、極めて短期間の間に精読して下さり、内容はもとより、記述のしかたの細部にわたり、貴重な御助言をいただいた。ここに記して、感謝の意を表します。10

# 第1章 会計のしくみ

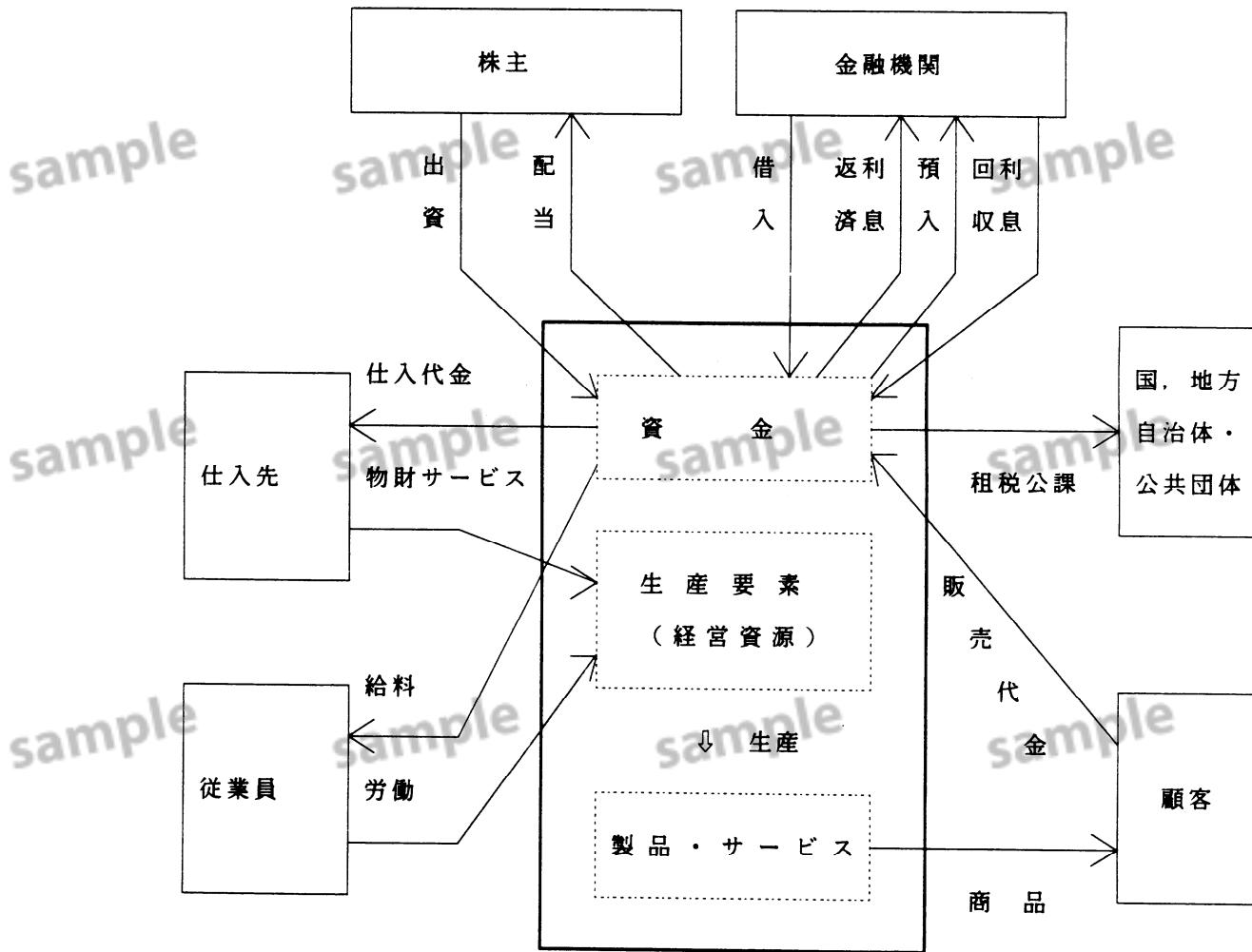
## I. 企業会計とは

### 1. 企業活動を観る会計的視点：企業資本の循環プロセス

5

「企業会計」とは企業活動の実態を記録・測定・報告する方法の一つで、最も体系化・標準化されているものである。企業会計は企業の活動を貨幣・財貨の調達とその運用、運用の成果としての利益の把握、その利益の分配及び再投下のプロセスの繰り返しとして捉える。このプロセスを製造業を営む株式会社を想定して下記に記してみる。

[図-1-1] 企業資本の循環プロセス



[出典：伏見多美雄著「経営財務会計」1987]

## II. 企業会計の二つのタイプ：

企業会計にはその役割により財務会計と管理会計の二つに分けられるが、夫々の特徴は次の通りである。

### 1. 財務会計：

機能＝取引を記録し、分類し、要約しそれを報告する。 5

[取引＝企業資本に変動をもたらす総ての事象]

企業資本＝企業に属する財貨及び貨幣]

利用者＝主に外部の利害関係者（株主、金融機関、公共機関、取引先、従業員）

役割＝利用者としての企業外部の利害関係者は、例えば債権者として或いは取引先としてその企業の実態を出来るだけ正確に把握したいと願うわけで、これに応えるのが財務会計である。 10

基準＝上述のように不特定多数の企業外部関係者の利用に供する必要があるので出来るだけ客観的な情報を提供しなくてはならない。したがって、手続き、用語、様式は体系化・標準化され厳しい規則で拘束される。 15

主なアウトプット＝損益計算書、貸借対照表に代表される財務諸表。財務諸表と言った場合、商法（法律）と企業会計原則（会計の手続きに関する標準的習慣：詳しくは後述）とでは含まれる書類とそれらにおく重点の置き方に次のような違いがある。

#### 商法

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 営業報告書
4. 利益処分案
5. 附属明細書

#### 企業会計原則

1. 損益計算書
2. 貸借対照表
3. 財務諸表附属明細書
4. 利益処分計算書

20

25

ここで貸借対照表と損益計算書の順序が逆になっているのは偶然なのでなく商法と企業会計原則の考え方には大きな違いがあることを示している。

本書ではこれについての議論は掘り下げないが、継続事業体（Going Concern）としての企業を前提とすればその活動を表現するには損益計算を手始めとするのがより合理的と思われる。尚、損益計算書ならびに貸借対照表の背景となる概念を整理すると下記のようになる。 30

損益計算書： 動態論－誘導法－損益法－損益計算

貸借対照表： 静態論－棚卸法－財産法－財産計算

## 2. 管理会計（マネジメントの会計）：

機能＝主に財務会計のシステムから提供される企業情報を、経営意思決定やそのための分析に必要な形に整理し意思決定者にタイムリーに提供する。

利用者＝企業の経営者・管理者

役割＝経営の短・中・長期的意思決定（経営分析・経営計画）、コントロールシステム等の経営管理基準＝役割により異なるが「経済性」（損得）の判断に役立つ情報であることが基本的要件の一つ

主なアウトプット＝収益性、生産性、コスト構造

管理会計が対象とするビジネス単位：

(1) コストセンター = 費用の発生する最小単位（原価集計単位）。 10

(2) エクスペンスセンター（費用責任センター）= いくつかのコストセンターの集まりで一人の管理者のもとにある（費用管理単位）。

(3) プロフィットセンター = 費用と収入が共に発生するビジネス単位。この単位独自の損益計算書が作成可能。

## 111. 財務会計の特色

15

1. 取引の捉え方： 2面的把握＝取引発生のつど、資本の「運用」と「源泉」の両面から捉え記録する。

例－1： 家を購入 [家＝資産＝企業資本の運用の形態]。この現象を記録すると家という固定資産が増加したことになる。しかし、この購入の裏付けとなる資金がどこから来たのか全く不明。これ [企業資本の源泉] をも同時に把握しようとするのが、2面的把握である。 20

例－2： 貸借対照表はある特定の時点の企業資本の在高（運用形態）とその調達に要したもとで（例えば借入か元入か）の内容を夫々左・右に分け記述したもの。 25

尚、取引の2面的把握の具合的方法を知るために図1-2に示す企業資本計算表を用いると、理解しやすい。

[図 1 - 2] 企業資本計算表

取引	企業資本の運用・使途					企業資本の源泉			
	現金	土地	建物	商品	売掛金	資本金	借入金	買掛金	売上
1	+ x					+ x			
2	- y	+ y							

企業資本計算の基本公式 :

$$\boxed{\text{運用・使途 (左)} = \text{源泉 (右)}}$$

## 2. 取引把握時点 : 発生主義 (Accrual Basis)

現金の移動の有無にかかわらず、収益は金銭債権が確定した時点（例：商品の引渡し）に収益が発生したとみなす（実現基準）。費用は支出の対価として財貨を取得したときに支出額を記録し（取得原価基準），その財貨を費消した（使った）時に費用が発生したものとみなし、その費消分に見合った額を費用として計上する。但し、サービスや労働のように保存のきかない対象の場合には便宜上支出（義務）発生のときに費用が発生したものとみなす。

なお、収益を得るために費用はその収益を計上する期間に計上する。（「費用収益対応の原則」）

## 3. 業績の把握期間 : 会計期間

会計システム発祥の頃（11世紀・ベニスの商人の活躍時）：1航海毎に清算 Going Concern（継続事業体）の概念の定着後：一定期間に区切り業績を把握する（会計年度）

#### 4. 業績（利益）把握の方法：ストック（財産法）とフロー（損益法）

##### （1）財産法による利益計算

$$\text{利益} = \text{期末の資産在高} - (\text{期首の資産在高} + \text{期中の資産調達高})$$

⇒ 貸借対象表（ストック）

この方法は結果として利益をもたらした財産の状態（ストック）を表示する  
が、利益をもたらした活動の内容についての情報は提供しない。

5

##### （2）損益法による利益計算

$$\text{利益} = \text{総収益} - \text{総費用} \Rightarrow \text{損益計算書} \quad (\text{フロー})$$

この方法はすべての収入と支出を記録し、その記録から総収益と総費用を計算し、その差額としての利益を算出することになるので、企業活動に関する情報  
を相当程度まで提供することとなる。

10

ここで注意を要するのは、業績（もっと平たくいえば、「儲かった」か「損をした」  
か）は常に期間単位で測定されているということである。したがって、期間内での  
利益と長期的な観点からの利益とは常に識別して評価しなくてはならない。又、経  
営指標のうち例えば投資利益率（ROI）は、分母にくる投資は通常一期だけではな  
く何期かにわたって継続的にリターンを生むことを期待して行なうものであるが、  
分子にくる利益は一期間のリターンのみを用いる。もちろんそのような ROI 指標が  
無用であると言うことではないが、この指標を用いるときにはこの特性を十分理解  
しておく必要がある。

15

尚、財務会計では数量を把握する方法に、棚卸法と誘導法の二通りの方法がある。  
前者は実際の有高を調べる方法で、期中の動きに関する記録は見ずに、期末の財産  
と債務の有高を調べるものでこの記録をそのまま貸借対象表とする方法である。後  
者は期中の取引すなわち収入と支出の記録をもとに総収入と総費用を計算し、その  
から損益を算出し、さらにその記録から期末の資産の有高を示す貸借対象表を作成  
する方法である。

20

#### 5. 財務会計に関する慣習、法律・諸規則

財務諸表は外部の利害関係者に企業の実態を報告する役割をになっているので、財  
務会計に関しては厳しい原則や法律・規則が設けられていることはすでに述べた通り  
であり、わが国では以下の慣習、法律・規則（会計諸則）により規制されている。

30

##### （1）企業会計原則（1949年設定）：

企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から「一般に公正妥当  
と認められたところを要約したもの」（企業会計原則前文）で、米国の会計  
慣行をモデルとして作成された。この原則自体には法的な強制力はないが、  
商法の規定はこの原則の適用を規定している。

35

[商法第1条：商事ニ関シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ  
商慣習法ナキトキハ民法ヲ適用ス]

[商法第32条②：商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会  
計慣行ヲ斟酌スベシ]

(2) 法規：

5

商法（1900年制定）

証券取引法（1948年制定）

税法：商法計算規定に準拠し、課税所得計算。

財務諸表等規則（1963年制定）：証券取引法に基づく。

10

#### IV. 企業会計の基本原則

##### 第一原則：真実性の原則

「真実」とは：（1）企業に属するすべての資産・負債・資本をもれなく記載し、一方属さない資産・負債及び実現していない収益は記載しない（2）記載する金額が正しいこと。具体的には、以下の第二原則から第七原則を守ることによって真実性が維持される。

15

##### 第二原則：正規の簿記の原則

（1）正確な会計帳簿を作成する（全ての取引を、発生順に、内容のチェックが可能〔検証性〕な方法で記録する：検証性を確保する方法が複式簿記）

20

（2）財務諸表は上の帳簿に基づいて（誘導法）作成する。

##### 第三原則：資本取引・損益取引区分の原則

趣旨：元手と儲けを明確に区別する。とくに資本剰余金と利益剰余金とを混同しないように注意する。

注）資本剰余金の例：株式払込み剰余金（増資の場合），合併差益，種々の助成金

25

##### 第四原則：明瞭性の原則

科目の用い方や財務諸表の配列が一定の基準に従うのはこの原則の求める利用者に分かりやすくはっきり表示するためである。

##### 第五原則：継続性の原則

30

「企業会計はその会計処理の原則及び手続きを毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」

かつて高度成長期時代に、ある製鉄会社は景気変動による報告利益の変動を小さえるため減価償却方法の定率法と定額法をその時の経済環境にあわせ頻繁に使い分けをしたことがある。基準や手続きの変更は財務諸表を読む人に混乱を招く

35

だけでなく、意図的な利益操作（真実性に反する行為）にもつながるので好ましくない。勿論「効率市場仮説－Efficient Market Hypothesis」によれば投資家はそのような会計処理方法の変更の報告利益に与える影響は正しく調整したうえで企業業績を評価する程度に賢いかも知れないが、報告する側はそれに甘えることなく継続性の原則を尊重すべきである。正当な理由によって基準や手続きを変更する場合は誤解を招かぬよう必ず「注記」にその旨記載する。<sup>5</sup>

#### 第六原則：保守主義の原則

趣旨：実現していない収益（予想の収益）は計上してはならないが、費用や損失はそれらの発生が予想される状況になったと判断した段階で計上する。

#### 第七原則：単一性の原則<sup>10</sup>

趣旨：報告する相手に対する政策的配慮から相手により内容を変えることは許されない（真実性に反する）。

## 第 2 章 貸借対照表

### I. 貸借対照表（B/S）の体系

資 産 (資本の運用・使途)	負債及び資本 (資本の源泉)
流動資産	流動負債
固定資産	固定負債
有形固定資産	
無形固定資産	
(営業権、特許権)	
投資その他	
繰延資産	資 本
創立費、開業費	
新株発行費、社債発行費	
開発費、試験研究費	

#### II. 資産

##### 1. 資産とは：

25

上の体系が示すように資産とは調達した企業資本が運用された状態そのものであり、経済活動の原動力となり、企業収益を生み出す力を形成している状態とも言える。

財産法では資産を財産（権利などの無形のものも含む）として表現するが、現代の会計の基本である「損益法」では資産には財産のほか経過的項目も含む。即ち損益法では先ずその期の収益をもとめ、次にその収益に対応する費用を決め損益を計算するが、その結果費用として支出されたもので、その期の収益に対応しなかった（＝当期費用とならなかった）ものは資産として次期以降に繰り越される。（繰延資産）

繰り越される「費用」（繰延資産）を別の視点から捉えれば、「今期費用として支出されたもののうち、まだ次期以降に収益をあげる力（用役）を残している分」である。この視点から言えば「当期費用」とは「収益をあげるために費やされた用役」となる。

30

35

## 2. 流動と固定

資産を流動・固定に分類する基準に営業循環基準と一年基準の二つがあり、内容は次の通りである。

(1) 営業循環基準：原材料・商品を仕入れてから顧客に販売し代金を回収するまでが営業活動のサイクルであるが、そのサイクルの中にある資産を「流動資産」とする基準。この基準により流動資産とされるものに、商品、原材料、消耗品等の棚卸資産、売掛金、受取手形がある。5

(2) 一年基準：決算日から1年以内にその性質が変化するものを「流動資産」とし、1年以上変化しないものを「固定資産」とする基準。この基準により貨幣性資産は一年以内に現金化するか否かで区分されるので、現金・預金、有価証券、貸付金、差入保証金などが流動資産として分類される。尚、同じ有価証券でも、長期の投資や経営参加を目的に、長期にわたり保有する有価証券は、固定資産の投資有価証券として分類される。費用性資産については1年以内に費用化するか否かで区分し、例えば前払費用は流動資産として分類する。10

## 3. 資産の価値の測定

(1) 貨幣的価値の公準：企業資本の測定単位は貨幣を用いる15

(2) 資産の価値の把握の仕方＝取得原価基準または原価主義（Historical cost）  
帳簿価額（＝帳簿に記録される資産価額＝簿価）はその資産を取得するまでに支払った貨幣総額（原価＝コスト）とする。20

(3) 次期へ繰り越しされる簿価：

取得された資産のうちあるものはその期のうちに加工等により姿を変え他の資産に変わり、あるものは収益を生み出すために使われ（このことを「費消」（Expire）と呼びその額を費用と呼ぶ），又あるものの価値（時価）は取得原価と異なる等の理由から、次期に繰り越される資産の簿価は変わって行く。その変化をまとめるとおよそ次のようになる：25

a. 現金・預金・資産を購入すれば支払い額相当分は購入した資産に姿を変えるから、残額が次期繰越現金・預金となる。

b. 棚卸し資産（原材料等）：一部が加工等により他の資産に姿を変えれば、姿をえていない部分の取得原価が次期繰越簿価となる。30

c. 貨幣性資産（売掛金、受取手形、貸付金など）：期末に取立不能見込額（貸倒損）を控除したものを次期繰越簿価とする。（下記注-1参照）

d. 固定資産・繰延資産：価値の減少を伴わない土地・借地権を除き価値の減少分を減価償却費の名目で費用として計上し、その分を控除した額35

sample sample sample sample sample sample

を次期繰越簿価とする。（下記注－1、注－2参照）

- e. 販売（売却）用資産（商品、製品、有価証券など売る目的にして所有している資産で「時価」のあるもの）：時価が取得原価より低くなつた時には時価により評価しそれをもつて次期繰越簿価とすること（低価基準）が認められている。

5

（注－1）B／S表示は控除後の金額とする場合（直説法）とその資産は取得原価総額で表示し続け控除分を別に併記する場合（間接法）がある。間接法は全体像をより明確に伝えられるので一般には間接法が用いられている。

（注－2）減価償却については付録－1を参照）

10

#### 4. 表示の配列順序

貸借対照表上に記録するさいの配列順序は現金化の時期の早いものから並べて行くのが一般的でこれを流動性配列法という。

15

### III. 負債及び資本

企業資本の源泉は大きく分けて 1) 外部から調達されるもの（借入、出資）及び 2) 企業資本運用の成果として稼得されるものからなり、企業会計ではこれを明確に区別することが重視される（第三原則：剰余金区分の原則）ことはすでに述べた通り 20 である。企業資本の源泉すなわち「負債・資本」に関する重要事項を以下にまとめる。

#### 1. 負債の部 (=他人資本)

負債には債務のみならず期間損益を適性に計算するためにあらかじめ計上しておく引当金があり、それらを整理すると次のようになる。

25

##### （1）確定債務：

- a. 支払義務（支払手形、買掛金、未払金、借入金など）  
b. 紹介義務（前受金など）

##### （2）不確定債務：

- a. 条件付債務：一定の条件がそろつと確定した債務となるもの（退職金引当金、製品保証引当金など）  
b. 偶発債務（債務保証損失引当金など）  
c. 債務性のない引当金（修繕引当金、海外投資損失引当金など）

30

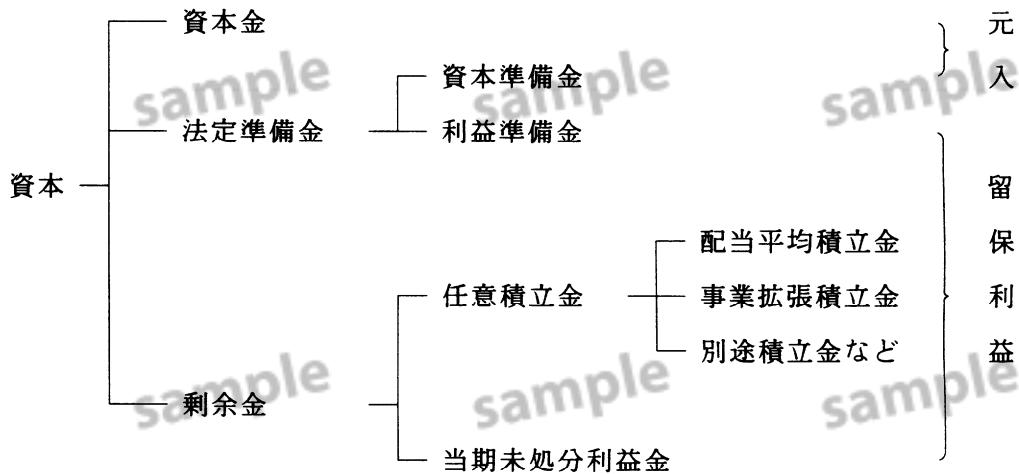
（注）引当金については付録－2を参照

## 2. 流動と固定

資産の場合と同様に営業循環基準と一年基準が適用される。すなわち、まず営業循環サイクルに含まれる負債項目を「流動負債」とし、残りの負債のうち、支払い期限が1年以内に到来すると思われるものをさらに「流動負債」に付け加える。

## 3. 資本の部 (=自己資本)

株式会社を想定すると「資本」は次のように分類（商法）される：



注) 会計学の通説では、資本の部のうち、「資本金」以外のものを総称して「剰余金」とよび、剰余金のうち元入資本に属するものを「資本剰余金」、留保利益のことを「利益剰余金」と呼び分けている。

### (1) 資本金

債権者を守る立場から、企業が保有していかなければならない最低の財産の額で、商法の規定により株式発行により調達した資金のうち「法定資本」として特定された部分である。  
25

株式には1株の額面金額がきめられている「額面株式」とその金額が決められていない「無額面株式」とがあり、会社はそのいずれでも自由に発行することができる。いずれの場合でも、「資本金」の額は、原則として、発行された株式の価額の総額となる。  
30

### (2) 資本準備金

a. 「株式払込剰余金」：増資の際に発行される額面株式の場合、発行価額の1/2を越えない額で、しかも額面を越える部分、無額面株式の場合は、発行価額の1/2を越えない額、ただし、設立の際に発行されるものについては、5万円を越える部分を「株式払込剰余金」として計上し、したが  
35

って、「資本金」としないことを商法は認めている。

b. 「減資差益」：自社の株式を発行時に資本に組み入れた額より安い価額で入手し、その株式を消却した場合の差額、または、欠損金の補填を目的に資本金を減少させるときその減少額が欠損額を越えている場合の差額。

c. 「合併差益」：合併吸収により受け入れた純資産（総資産－総負債）が<sup>5</sup>被吸收・合併会社の株主に交付した株式の資本金組み入れ額を超える部分。

#### （3）利益準備金

稼得資本すなわち事業活動から得られた利益の一部ゆえ、「法定」とはいえその本質的性質は資本準備金とは全く異なる。

原則から言えば利益は分配可能（会計学で言う「利益剰余金」）であるが、<sup>10</sup>商法は株式会社の資本を充実させるため、決算期ごとの利益配当額の1／10以上、及び中間配当額の1／10を積み立てるよう強制している。但し利益準備金の上限は資本金の1／4。

#### （4）任意積立金

利益のうち利益準備金として強制的に積み立てるものを除いた残額は理論的には株主総会の決議で自由に処分できる。しかし、その全てを毎期配当金や役員賞与として流出させては事業活動の強化に支障を生ずる。そのため、たとえば次のような名前（目的）の積立を行なうのが普通である。

- a. 退職給与積立金 b. 配当平均積立金 c. 新築積立金
- d. 事業拡張積立金 e. 欠損補填積立金 f. 別途積立金 等々。<sup>20</sup>

#### （5）当期末処分利益

前期からの繰越利益、前期までの任意積立金の取崩額及び当期利益の合計額である。このうち、どれだけを「利益準備金」、種々の「・・・積立金」、「配当金」及び「役員賞与金」とするかを「利益金処分案」として株主総会（次期になって開催される）にはかりその承認を得られれば、その残りが<sup>25</sup>「次期繰越利益金」となる。

## 第3章 損益計算書

### I. 基本的構造

一会計期間に属する全ての収益（所有する資産の費消の見返りとして商品〔サービス〕の売上げとして稼得される企業資本=revenue）と、収益に対応するすべての費用と、期間に対応しない特別損益を加えて損益を計算したもの（損益法）。5

### II. 費用と収益のとらえ方（測定基準）

#### 1. 発生主義

現金の授受が行なわれたときに記録するいわゆる家計簿式の方法を現金主義10 と言うが、これは簡単かつ確実ではあるが、例えば掛けで商品を販売したときには、代金が回収されるまで「売り上げ」の事実は記録されずに放置されてしまい現実の取引を反映しているとは言えない。そこで測定の対象となる経済事が「発生」したという事実に基づいてその時に測定する方法が用いられ、これを発生主義と言う。しかしここで「発生」の認識がきわめて曖昧で主観的に15 なるので、収益と費用夫々について次のような捉え方のルールが定着している。

#### 2. 収益：実現基準

商品である財貨またはサービスを顧客に引き渡して、その対価として金銭または売掛金や受取手形などの金銭債権を得た時点で収益が実現したとみなし、その実現した期間の収益として計上する原則（realization basis）。これは20 通常「販売が成立」したときであるから、販売基準とよばれることもある。この基準が採用される理由は下記の通りである。

- 「販売」という外部との取引を伴うので客觀性がある。
- 財務会計上の利益は税金や配当などの形で処分可能な状態である必要がある。したがってその裏付けとして商品という資産が貨幣性の資産の形に25 転化しているため、未実現利益を回避することが出来、確実性がある。
- 「営業活動」サイクル終点が販売による投下資本の回収が実現するわけで、営業循環サイクルからいっても、この時点での収益を捉えるのは、現実的かつ自然である。

#### 3. 費用：取得原価基準（前述 P. 6）

30

### III. 費用収益対応の原則

1. 費用のとらえ方の2段階：先ず財貨やサービスを取得した段階に、その支出額（取得原価）で原価（コスト）の発生をとらえ、次に取得した財貨やサービスが費消された時に、その費消分に見合って費用（expense）が発生したとみなす。35

(ただし労働やサービスのように保存のきかないものは便宜上支出あるいはその義務の発生時点をもって費用の発生とみなす。)

## 2. 費用収益対応の原則 (Principle of matching cost with revenue) :

期間損益の計算においては先ずその期間に実現した収益を確定した上で、その収益をあげるために費消されたとみなされる費用を計算し、収益から差し引く。この原則を費用収益対応の原則という。

5

収益に対応させる方法には下記の2つがある。

a. 個別対応：商品や製品の原価で、これは収益に個別に対応させることが物理的に可能である。（売上原価）

b. 期間対応：販売費、一般管理費、営業外費用、特別損失などは実現した収益と個別に対応させることは不可能な場合が多く、これらは期間的に対応させる（すなわち発生した期間の費用とする）。

10

## IV. 種々の「利益」

損益を考える場合に、まず理解しておかねばならないことは、損益計算上では「利益」が、何段階化にわけて表示され、夫々異なる名称が用いられている点である。

15

夫々の利益が何を表すのかを正確に把握しておくことが、損益計算書を理解・分析する上での基本である。

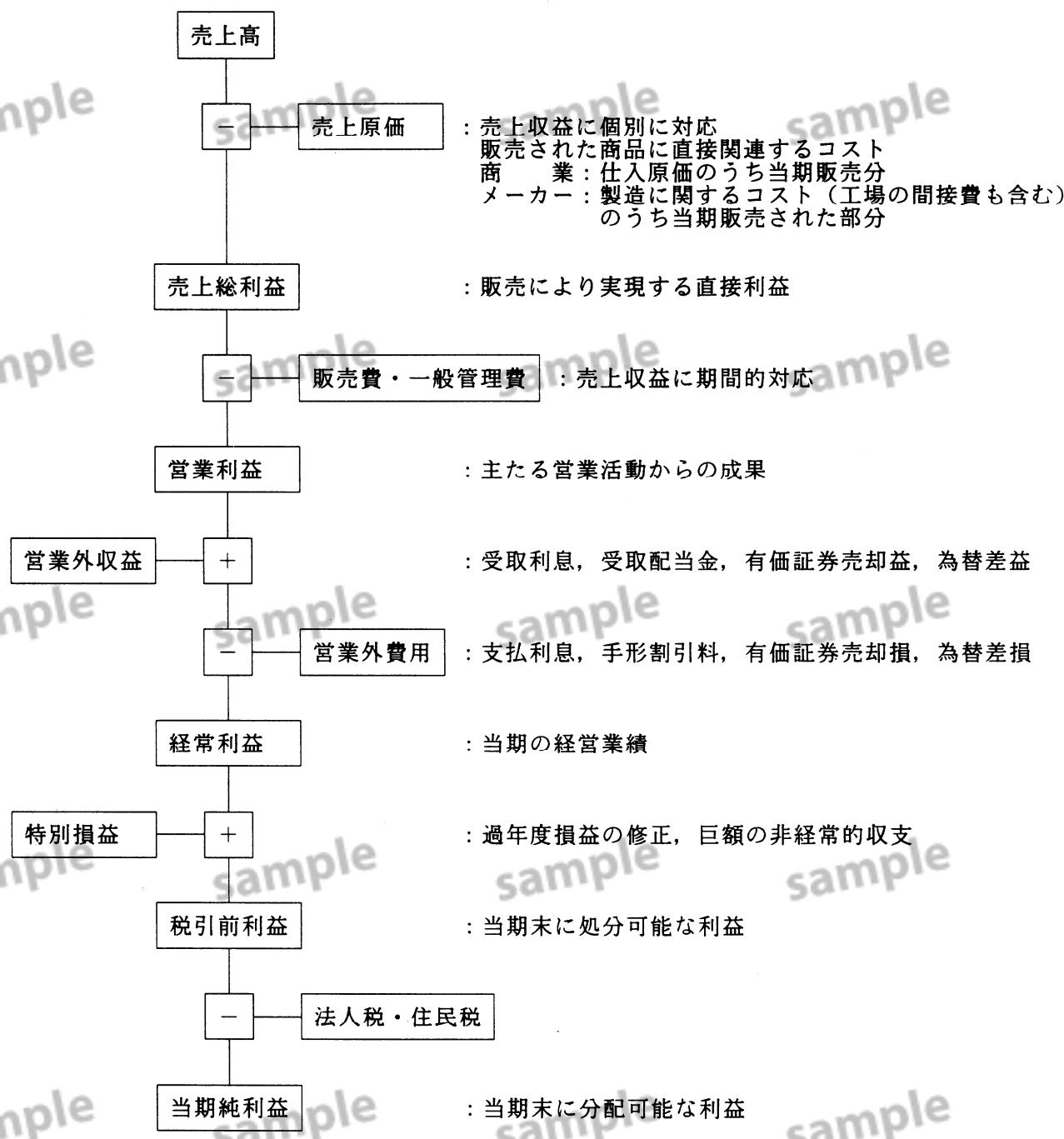
損益計算書上で表示される「利益」の計算方法を以下に示す：

売上高 - 売上原価 ⇒ 売上総利益（粗利益） 20

- 販売費・一般管理費 ⇒ 営業利益
- 営業外収支（例：利息・割引手数料・為替差損益） ⇒ 経常利益
- 特別損益（例：固定資産売却損益） ⇒ 税引前利益
- 法人税・住民税 ⇒ 当期純利益
- + 前期繰越利益金 ⇒ 当期末処分利益 25
- 利益金処分（例：役員賞与・配当金） ⇒ 次期繰越利益金

上記の関係を次頁に図示する。

[図 3 - 1] 損益計算書上の「利益」の概念



出典：伏見多美雄著 「経営財務会計」 1987

を参考にした。

## 付録－1

### 減価償却 (depreciation) について

用語： 主として生産活動や営業活動などに継続的に利用される設備資産について用いられる。

鉱山や石油の油井資源のような減耗性資産の場合は減耗償却 (depletion) , 無形固定資産の場合は償却 (amortization) と呼ぶ。

償却方法：

#### 1. 定額法 (Straight Line Method)

各期の償却額 = (取得原価 - 残存価額) / 耐用年数

#### 2. 定率法 (Declining Balance Method)

各期の償却額 = 期初未償却残高 × 傷却率

但し、 傷却率 = 1 - " 残存価額 / 取得原価

我が国税法では残存価額は10%と定められているので 中には常に0.1

#### 3. 等差級数法 (米国 : Sum of the Years' Digits Method )

第m期の償却額 =  $(C - L) \times [n - (m - 1)] / S$

但し、 C : 取得原価, L : 残存価額, n : 耐用年数 ( $\geq m$ ),

$$S = 1 + 2 + \dots + n$$

#### 4. 倍額低率法 (米国 : Double Declining Balance Method )

各期の償却額 = 期初未償却残高 × 傷却率

但し、 傷却率 =  $2D / C$ ; D = 通常の定額法の各期償却額, C = 取得原価

注) 通常の定率法は残存価額の見積もり (我が国では一律10%だが) の大小によって償却率が大きく変わってしまう難点がある。これを補うために考案された方法の一つ。

償却方法に関する補足事項：

1. 全期間に償却される総額は同じ。償却方式によるメリットとは、早い時期に多く償却すれば、多くなった分に対応した税金の支払いが後の期にずれるため、その金利効果、及び資金繰り面でのメリットをさす。

2. 我が国政府は (特に高度経済成長期には) 主要産業への設備投資意欲を増進するため、租税特別措置法により認められた設備については、初年度に取得価額の  $1 / 4$  とか  $1 / 3$  を正規の償却費のほかに追加償却を認めたり、毎期の償却額を正規の場合よりも割り増して計上することを認めている。(コンピューター、公害防止設備、中小企業の合理化機械等)

## 付録－2

### 引当金について

#### 1. 評価性引当金

資産から控除すべき額で、特定の資産に従属しその資産の現在簿価を示すために表示され、それ自体としては存在意義を持たないもの。現行会計原則では貸倒引当金だけが評価性引当金。

#### 2. 負債性引当金

将来生ずるであろう資産の減少または負債の発生に備え、それらの発生予想額のうちの、当期負担額を費用、損失または収益控除として損益計算書上で処理するが、それに対応した貸借対照表上の科目。

会計原則に示された負債性引当金の例：

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金

不許複製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.